

建物の種類の認定基準

松山地方事務局

適用法令	建物の種類	建物の利用上の用途	備考
規則	居宅	・専ら居住の用に供されるもの ・社宅等で一戸建てのもの ・旅館業法が適用されない民宿、別荘 ・下宿屋、間貸しの建物	
規則	店舗	・商品を陳列して販売するもの ・飲食物を調理して提供する飲食店（レストラン、食堂、喫茶店、スナック、バー等） ・技術を提供する理容、美容院 ・犬、猫等の動物の診療を目的とする施設 ・ゴルフ、乗馬等のクラブハウス ・ガード下のマーケット	貸店舗等用途が常時固定していないものも店舗とする。
規則	寄宿舎	・学生、社員等のための寮	
規則	共同住宅	・アパート、マンション、コーポ等	居住の用に供する建物のうち、1棟の内部が数個の住居に仕切られていて、数世帯がそれぞれ独立して生活できるもの
規則	事務所	・組合、会社等の法人、団体又は個人の営む事業のための事務の用に供されるもの ・金融機関の営業活動の用に供されるもの（銀行を除く。）	国、地方公共団体等の建物は、その用途に従って、警察署、消防署、県庁舎、等と具体的に定めて差し支えない。特定郵便局も事務所とする。
規則	旅館	・旅館、ロジ、モーテル、ユースホステル、民宿等	旅館業法の適用のあるもの
規則	料理店	・料理を提供する料亭、割ぼう等	専ら会席、飲食の場を提供するもの
規則	工場	・機械設備等を備え、物を製造加工するもの	
規則	倉庫	・物品を収納、保管する比較的規模の大きいもの	
規則	車庫	・車両を格納するもの、ガレージ	
規則	発電所	・電力を生じさせる施設の建物	
規則	変電所	・電力の電圧等を変更し、他所に送電する施設	
準則	校舎	・学校教育法、各種学校教育法による教育用の校舎	
準則	講堂	・上記による教育用の講堂	
準則	研究所	・各種の研究所	
準則	病院	・医師又は歯科医師が医業を営む場所で、患者20人以上の収容施設を有するもの	
準則	診療所	・上記によるもので、患者19人以下の収容施設を有するもの	

適用法令	建物の種類	建物の利用上の用途	備考
準則	集会所	・専ら会議をするための会館、冠婚葬祭式場等のもの	
準則	公会堂	・公衆の集会等に供されるもの	
準則	停車場	・駅舎等で上屋を有するもの	
準則	劇場	・演劇、寄席等の興行の用に供するもの	
準則	映画館	・映画上映の常設館	
準則	遊技場	・パチンコ、ボーリング、麻雀、ビリヤード、ダンスホール、囲碁、将棋等遊戯の用に供される娯楽施設	
準則	競技場	・球技（サッカー、ラグビー等）の施設	
準則	野球場	・野球をする施設	
準則	競馬場	・日本競馬協会等の競馬を行う施設	
準則	公衆浴場	・銭湯、サウナ、特殊浴場等	公衆浴場法によるもの
準則	火葬場	・斎場	
準則	守衛所	・各種施設を守るために入口等に設置されている施設	
準則	茶室	・茶道等を行う施設	
準則	温室	・ガラス等により花卉、園芸を行う施設	
準則	蚕室	・蚕を養育する施設	
準則	物置	・日常雑貨等を収納、保管する規模の小さなもの	
準則	便所	・独立したトイレ	
準則	鶏舎	・鶏を養育する施設	
準則	酪農舎	・牛等を養育する施設	畜舎としても差し支えない。
準則	給油所	・ガソリンスタンド	
以下	保養所	・厚生施設として利用される寮等	
参考事例	百貨店	・デパート等大型店舗	
	銀行	・銀行法が適用される銀行、信託銀行、相互銀行等	
	作業所	・専ら労力作業を主として行う仕事場	
	機械室	・機械を収納するもの	
	体育館	・体育館、道場、室内プール等	
	教習所	・学習塾、ソロバン塾、自動車教習所、生花、茶道、絵画、音楽、舞踊、体育、裁縫、手芸教室等	学校教育法の適用のないもの

